

◆社会教育委員について

1 委員の構成及び職務（社会教育法により規定）

➤ 委員の構成

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

➤ 職務

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 [前二号](#)の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

2 任期

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 昨年度の活動

(1) 会議（社会教育委員会議として2回実施）

- 平成24年度生涯学習課で行った事業計画についての報告（7月23日）
- 平成25年度生涯学習事業の実施状況について（2月24日）
- 平成26年度生涯学習事業（予定）について（2月24日）

(2) 自主研修会

- やしお生涯学習館、川口市立文化財センター、川口市立文化財センター分館（旧田中家住宅）の見学研修（12月19日）

4 本年度の活動予定

- 会議2回
- 自主研修会1回